

土地売買契約書（見本）

売渡人 多治見市（以下「甲」という。）と買受人【落札者】（以下「乙」という。）との間において、下記の条項により土地売買契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

（契約の主旨）

第1条 甲は、甲の所有に係る末尾記載の土地（以下「この土地」という。）を次条以下の約定により乙に現状有姿にて売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（土地代金）

第2条 前条にかかる土地代金は、金【落札金額】円とする。

2 乙は、前項の土地代金を甲が発行する納入通知書により、契約締結日から3ヶ月以内に甲が指定する期日（以下「指定期日」という。）までに多治見市指定金融機関に納入するものとする。

3 甲は、第1項の土地代金から乙が納入した入札保証金を控除した金額の納入通知書を発行し、納入済み入札保証金を土地代金に充当するものとする。

（土地の引渡し）

第3条 乙が、土地代金の納入を完了したとき、甲から乙にこの土地の引き渡しがあったものとする。

（免責）

第4条 甲は、本契約締結後の面積の増減、境界の紛争等には一切責任を負わないものとし、乙は、甲に対し、異議の申立て又は土地代金の減額その他の請求をすることができない。

（契約不適合責任）

第5条 乙は、売買物件の引渡し後、売買物件の種類、品質または数量その他契約の不適合を理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

（危険負担等）

第6条 本契約締結後、天災地変その他甲及び乙の責めに帰さない理由により土地（土地の定着物を含む。）が滅失又は毀損したときは、その滅失又は毀損がこの土地の引渡し前の場合にあっては甲の負担とし、引渡し後の場合にあっては乙の負担とする。

2 甲は、前項の滅失又は毀損に係る負担が甲以外の者の責めに帰する事由により生じた場合は、当該原因者による賠償をもって負担することができる。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が第2条第2項の規定に違反したとき、その他この契約に定める条項に違反したと

き又は義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、前条第1項の規定による負担が土地代金と比して著しく過大となるなど本契約を締結した目的を達成することができない場合には本契約を解除することができる。

(所有権移転及び費用)

第8条 この土地の所有権は、乙が土地代金を完納したときに甲から乙に移転するものとし、甲は、速やかに当該所有権移転の登記を囑託するものとする。

2 所有権移転登記に伴う登録免許税その他の登記費用は、乙が負担するものとする。

(契約の費用)

第9条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(契約外の事項)

第10条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名（個人の場合は署名とする。）押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 多治見市

代表者 市長 古川 雅典

乙 住所

氏名

<土地の表示>

土地の所在					
土地の所在	地番	地目	地積		摘要
			公簿(m ²)	実測(m ²)	
多治見市 町 丁目			m ²	m ²	公売物件No.